

国際化学物質管理支援センターのご案内

化学物質管理に関する支援
を行う専門家集団です

JEMAI

Japan Environmental Management
Association For Industry

化学物質管理 上流から下流まで

事業所の
化学物質管理

安衛法リスク
アセスメント

化学物質情報伝達
サプライチェーン管理



化学品製造



部品製造



最終製品組み立て



使用

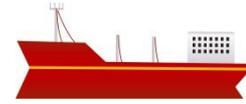


廃棄・リサイクル

輸入



輸出



海外法規解説

各国化学品登録
各国向けSDS作成

化学物質管理に必要な豊富なメニュー

- **集合型セミナー/WEB型セミナー**

東京や大阪等で定期的にセミナーを実施しています。「講師から直接話を聞きたい」、「ほかの参加者がどんなことを気にしているのか聞きたい」、このような方にオススメです。

また、Zoomを利用したオンライン型セミナーを開催しています。コンテンツは集合型と同等の内容で、世界中何処からでも参加できます。

- **講師派遣**

貴社の指定場所に伺いセミナーを行います。セミナー内容・時間等をご要望に合わせることもできます。

- **コンサルティング**

個社の課題について専門家が対応・支援します。

- **各国化学品登録・SDS作成支援**

REACHや中国新化学物質環境管理弁法などの登録を支援します。SDSの作成のほか、読み方や書き方も支援いたします。

- **CATCHER(化学物質管理に関する年間情報提供サービス)**

世界中の製品含有化学規制について、各国の官報発効情報を、日本語の翻訳し、情報提供サービスです。

[情報提供範囲等はこちら](#)

製品中の化学物質管理に関するセミナー

【基礎講座 I】

基 I : 製品中の化学物質を管理する基本的な考え方

化学物質管理の基本となる「規制対応」「管理体制」「情報伝達」をキーワードに、エンドユーザーが求める体制や各種情報の収集方法について、担当者が悩むポイントを講師が過去の経験と今の業界スタンスに合わせて解説します。

【規制対応 I】

製品に係る化学物質管理の法規制

規 I -1: 一日丸ごと化学物質管理漬け
EUの法規制
(RoHS/REACH/CLP等)

規 I -2 一日丸ごと化学物質管理漬け
②中国を含むアジアの法規制
RoHS系/REACH系等

規 I -3-1:
EU RoHSと中国 RoHSに対応する技術
文書の作り方

規 I -3-2:
中国 RoHS (II) 管理規則の求める順
法証明について

製品を輸出者は輸出先の法規制を順守する必要があります。違反した場合、製品の回収や罰金などが生じます。まずは相手を良く知るところから。

【管理体制 I】

製品中の化学物質管理体制の構築

管 I : 化学物質管理に対するチェック
シートの記入の仕方 ~ ガイドラインに
則った化学物質管理の仕組みづくり ~

ガイドラインに基づく管理体制の基本的な考え方や評価視点での化学物質管理のポイントについて解説するセミナーです。
自社、購入先や二次取引先の管理体制の構築や、見直し、また、管理体制の評価を行う担当者が適切に指示や評価を行うためのノウハウを提供します。

【実践 I】

製品中の化学物質情報の伝達

実 I -1: 製品含有化学物質管理:
伝達情報作成のノウハウ

実 I -2: 製品含有化学物質管理:
もう迷わない!
chemSHERPAで情報伝達

情報伝達は手間はかかりますが難しいものではありません。講師が情報の収集から、製品のデータの作り方、顧客要求への対応方法など過去の経験も併せ解説します。データ収集、製品データの作り方、顧客要求への対応について解説します。

事業所の化学物質管理に関するセミナー

【基礎講座Ⅱ】

基Ⅱ：事業所の化学物質管理：国内法の理解と注意点

化学品を製造しない事業所であっても、購入化学品使用による事業所の安全管理、排出管理、労働者の安全衛生など、いくつかの規制が存在します。事業所が係る化学物質関連法規制を俯瞰し、総合的な順法管理の基本を解説します。
 (川下事業者向け入門講座)

【規則対応Ⅱ】 事業所の化学物質管理に関する法規制

規Ⅱ：これからの事業所関連 化学物質管理

購入資材中の化学物質を扱う製造事業所をこれからも継続していくために、リスクの視点と法に基づく化学物質管理は欠かせません。限られた人と費用で最大限の効果を狙うポイントを、リスク管理の基礎と化学物質関連法規制の注意点とともに、違反事例・事故事例を引用して解説します。
 (川下事業者向け実務講座)

【実践Ⅱ】 法令要求に対する対応

実Ⅱ：担当者のためのSDS/GHS ラベル作成の基礎

SDSやGHSラベルによる化学品情報の提供は法令で定められています。現場の管理者や担当者が実務で対応していくために知識とスキルを身に着けるセミナーです。
 (SDSの基礎を学びたい方向け講座)

講師の派遣

当協会の専門家を講師として派遣するサービスです。

- ① 当協会の行っている既存セミナーの内容で講演します。
 - ・項目の重点化や時間配分などはご要望にお応えします。
 - ・大幅な内容の変更や追加の資料が必要な場合は、別途資料作成費が必要です。

- ② 御社の各種課題や目的、ご希望に応じた内容、構成にて教材を作成し、研修を行います。
 - ・打合せを行って内容を組み立てる講師派遣で、より個別の課題に対応します。
 - ・料金は内容により都度お見積りいたします。

お問い合わせ先 chemicals@jemai.or.jp

コンサルティング

個社特有の課題への対応、緊急の課題解決、長期的な調査など担当者といっしょ問題解決を図ります。

① 窓口相談

自社製品に関係する法規制の概要や対応等について、その場で解決できる内容は窓口相談が便利です。対面型、オンライン型どちらでもご相談をお受けします。

② 継続的なコンサル

社内の管理体制の構築、管理対象基準の作成、法規制情報に関する提供など、長期あるいは継続的な支援についてご相談をお受けいたします。内容をお伺いしてからお見積りをさせていただきます。

お気軽にご相談ください。お問い合わせは chemicals@jemai.or.jp

コンサルティングの実績例

例えば以下のようなコンサルティング実績がございます

- 自社の製品は、ある規制の対象なのでしょうか
- 規制内容がよく分からないので、当社商品にどんな影響があるのか解説してください
- 化学物質の管理体制を作ろう・見直そうと思っているのですが手伝ってください
- 管理すべき化学物質のリストを作ろうと思っているのですが、手伝ってください
- リスクアセスメントの実施の仕方について教えてください
- 弊社に関する製品に関するこの地域の国の規制をまとめて報告書を作ってください

※その他各種対応ができますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせは chemicals@jemai.or.jp

各国化学品登録

各国化学品管理規制で要求される化学物質の予備登録や登録、登記、届出、認可、承認等の各種手続きを、現地の代理人と連携して、日本国内からワンストップで行うサービスです。

- 主に、次の規制に対応しています。
 - 欧州：REACH規則、CLP規則、バイオサイド製品規則等
 - 中国：新化学物質環境管理弁法、危険化学品安全管理条例等
 - 韓国：化学物質の登録及び評価に関する法律、化学物質管理法
 - 台湾：新化学物質及び既存化学資料登録弁法、新化学物質登記管理弁法等
 - フィリピン：フィリピン共和国法律 No.6969
- 御社のご要望に応じ、登録や登記等に関連する書類作成・調査等を承ります。
 - ばく露シナリオ、CSR (Chemical Safety Report)、登録文書 (技術一式文書等) の作成、リスク評価の実施等
 - 料金は内容に依存しますので、お見積りさせていただきます。
 - お問い合わせ先：int-chem@jemai.or.jp

SDS/ラベルの作成支援

各国GHSに対応したSDS/ラベルの作成を行うサービスです。

- 主に、次の規制・規格に対応しています。
 - 欧州：REACH規則、CLP規則等（EU27加盟国22言語対応）
 - 中国：危険化学品安全管理条例、GB/T16483-2008等（24時間緊急連絡対応）
 - 韓国：化学物質管理法、産業安全保健法等
 - 台湾：危険物及び有害物の表示ならびに周知規則等
 - 日本：化管法、安衛法、毒劇法、JIS Z7253等
- 御社のご要望に柔軟に対応いたします。例えば...
 - SDS作成のための各種データ（物理化学性データ、毒性データ、環境毒性データ、ばく露情報等）の情報調査・収集
 - ハザード分類
 - SDS作成に関わる各種アドバイス等
- 料金は内容に依存しますので、お見積りさせていただきます。
- お問い合わせ先：int-chem@jemai.or.jp

CATCHER(化学物質管理のための情報提供サービス)

- CATCHERは、国際化学物質管理支援センターが提供する化学物質管理に関する情報提供サービスです。
 1. 国内外の化学物質管理規制をほぼリアルタイムでキャッチし、規制の中身を含めて情報提供いたします。
 2. 速報可能な範囲：欧州、北米、オセアニアおよび日本(情報源が日英語に限る)
 3. 速報性はないが情報は情報提供は可能な範囲
中国、台湾、韓国、東南アジア諸国、南米等

詳しくは

<http://www.jemai.or.jp/chemicals/CATCHER/intro.html>

CATCHERで得られる情報 (一例)

＜2021年1月8日速報発行＞

2021年1月6日に、EPAはTSCAの下において難分解性、生物蓄積性及び毒性(PBT)である化学物質へのく露を削減するための以下の5物質に関する最終規則を官報公布しました。

これら5つの最終規則は2021年2月5日に施行されます。

- *decabromodiphenyl ether (decaBDE)
 - *phenol isopropylated phosphate (3:1) (PIP (3:1))
 - *2,4,6-tris(tert-butyl) phenol (2,4,6-TTBP)
 - *pentachlorothiophenol (PCTP)
 - *hexachlorobutadiene (HCBd)
- 以上、宜しくお願いいたします。

TSCA 第6条(h)の下におけるPBTに5物質を追加する官報公布の公表

2021年1月8日
 一般社団法人産業環境管理協会
 国際化学物質管理支援センター

2021年1月6日に、EPAはthe Frank R. Lautenberg Chemical Safety for the 21st Century Actによって改訂されたTSCAの下において、難分解性、生物蓄積性及び毒性(PBT: Persistent, Bioaccumulative, and Toxic chemicals)である化学物質へのく露を削減するための5物質に関する最終規則を官報公布した。

これら5つの最終規則は2021年2月5日に施行される。これらの化学物質は長い期間をかけて環境中で増大し、一般住民、消費者及び商業的使用者及び影響を受けやすい亞母集団(作業者、自給自足の漁師、種族及び子供等)を含めて、ばく露集団に対する潜在的リスクを持つ可能性がある。これらのリスクに取り組み、可能な限りばく露を低減するために、特定のPBT化学物質に関する優先活動を講じることをEPAに要求するTSCA第6条(h)の下における規定を含めて、TSCA第6条(h)の下における5つのPBT化学物質に対する使用及び提案されたリスクマネジメントが2016年6月22日に施行された。EPAは、TSCA第6条(h)に規定されたクライテリアに従い、優先活動のために5つのPBT化学物質を2016年に特定し、2019年に提案規則を発行し、2021年1月6日に最終規則を発行した。これら5つのPBT化学物質の各々に対するその使用、特定されたハザード及び規制内容の要旨を以下の表1に示す：

化学物質	使用及び特定されたハザード	規制内容
Decabromodiphenyl ether (DecaBDE)	DecaBDEはTV、コンピューター、音響及び映像機器、繊維製品及び布張りのアーティクル、通信機器及び電子機器のためのワイヤー及びケーブル及びその他の適用のためのプラスチック筐体における添加剤の難燃剤として使用される。DecaBDEは、航空機及び自動車のための交換部品を含めて、航空宇宙及び自動車車両のための複合用途のための難燃剤としても使用される。	本最終規則はdecaBDE及びdecaBDEが添加された製品及びアーティクルの製造(輸入を含む)及び加工を禁止し、それは本最終規則の発行後60日後に発効され及び、decaBDEが添加された製品及びアーティクルの商業的流通を禁止し、それは本最終規則の発行後1年後に発効される。本禁止措置の異なる適用日又は適用除外猶予期間は以下の通りである： ・サービスマンにおけるカーテン及びdecaBDEが添加されたカーテンにおける使用のためのdecaBDEのす

料金のご案内

メニュー	産業環境管理協会 会員及びCATCHER 会員価格(税抜)	一般価格(税抜)	備考
講師派遣 (既存セミナー内容での講演)	半日:70,000円～ 一日:140,000円～	半日:100,000円～ 一日:200,000円～	<ul style="list-style-type: none"> ・料金は、標準料金です。内容により金額は異なります。例えば、下記のような場合は追加料金が発生しますので、別途ご相談ください。 -新たに調査や資料の追加・変更等が発生する場合 -企業ではなく団体主催のセミナーの場合 ・旅費交通費(JR神田駅～ご指定場所)が追加で発生します。 ※貴社のニーズに合わせたセミナー内容での講師派遣は別途お見積り致します。
コンサルティング (窓口相談)	一時間: 15,000円～	一時間: 20,000円～	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の指定場所にお伺いする場合は、移動時間も加算され、旅費交通費も別途発生します。 ※貴社のニーズに合わせた継続的なコンサルは別途お見積り致します。
CATCHER年間登録料	10,000円～	30,000円～	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中のお申込みでも年間費用になります。(速報情報費、サービスの追加により費用は加算されます)
各国化学品登録	ご依頼内容により別途お見積り		
SDS/ラベルの 作成支援	ご依頼内容により別途お見積り		

お気軽にご相談ください

セミナー、講師派遣に関するお問い合わせ

Mail: chemicals @jemai.or.jp

TEL: 03-5209-7798

管理体制の構築等 コンサルティング/SDS作成に関するお問い合わせ

Mail: chemicals@jemai.or.jp

TEL: 03-5209-7798

化学物質の登録に関するお問い合わせ

Mail: int-chem@jemai.or.jp

TEL: 03-5209-7709



Thank you for your attention.